

表1 産業廃棄物処理施設の設置状況

施設の種類 (処理能力)		件数	処理能力	
中間処理施設	汚泥	脱水施設(10m ³ /日を超えるもの)	245	70,049.7m ³ /日
		乾燥施設(10m ³ /日を超えるもの)	8	588.6m ³ /日
		乾燥施設(天日)(100m ³ /日を超えるもの)	0	0m ³ /日
		焼却施設(5m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上ものの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	26	1,575.8m ³ /日
	廃油	油水分離施設(10m ³ /日を超えるもの)	14	1,033.6m ³ /日
		焼却施設(1m ³ /日を超えるもの、200kg/時以上ものの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	28	1,147.2m ³ /日
	廃酸又は廃アルカリの中和施設(50m ³ /日を超えるもの)		5	10,592.0 m ³ /日
	廃プラスチック類	破碎施設(5t/日を超えるもの)	95	7,830.4t/日
		焼却施設(100kg/日を超えるもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	31	617.5t/日
	木くず又はがれき類の破碎施設(5t/日を超えるもの)		402	179,651.8t/日
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		0	0t/日
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるアン化合物の分解施設		4	61.6m ³ /日
	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		1	0.8t/日
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		1	10.8t/日
	産業廃棄物の焼却施設(200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)		39	2,548.7t/日
小計		899	—	
施設の種類		件数	残存容量	
最終処分場	遮断型	5	3.2千m ³	
	安定型	26	446.5千m ³	
	管理型	57	7,652.5千m ³	
	小計	88	8,102.2千m ³	
	計	987	—	

(注) 1 「中間処理施設」は2025年3月末現在(名古屋市分、豊橋市分、岡崎市分、一宮市分及び豊田市分を含む)

「最終処分場」は2024年3月末現在(名古屋市分、豊橋市分、岡崎市分、一宮市分及び豊田市分を含む)

2 「遮断型」は、コンクリート製の仕切りなどで雨水や地下水と遮断された構造であり、有害な産業廃棄物を埋立処分できる施設である。

「安定型」は、性状が安定している産業廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類)だけを埋立処分できるもので、主に飛散及び流出を防止する構造となっている。

「管理型」は、「遮断型」と「安定型」で埋立処分されるものを除いた産業廃棄物を対象としており、遮水工や浸出液の処理設備などを備えた構造となっている。

3 最終処分場の残存容量については、最終処分場設置者からの報告を基に2024年3月末の残存容量を集計したものである。

(資料) 環境局調べ

表2 産業廃棄物処理業者数

営業の種類	県知事許可 (%)	名古屋市長許可 (%)	豊橋市長許可 (%)	岡崎市長許可 (%)	一宮市長許可 (%)	豊田市長許可 (%)	合計 (%)
産業廃棄物 収集・運搬	9,967 (87.2)	127 (50.8)	38 (35.8)	44 (45.8)	34 (53.1)	52 (41.9)	10,262 (85.1)
産業廃棄物 処分	528 (4.6)	102 (40.8)	59 (55.7)	49 (51.0)	28 (43.8)	63 (50.8)	829 (6.9)
特別管理 産業廃棄物 収集・運搬	904 (7.9)	14 (5.6)	4 (3.8)	2 (2.1)	2 (3.1)	6 (4.8)	932 (7.7)
特別管理 産業廃棄物 処分	26 (0.2)	7 (2.8)	5 (4.7)	1 (1.0)	0 (0.0)	3 (2.4)	42 (0.3)
4合計	11,425	250	106	96	64	124	12,065

(注) 1 2025年3月末現在

- 2 同一業者が県知事、名古屋市長、豊橋市長、岡崎市長、一宮市長及び豊田市長の許可を取得している場合や、複数の営業の種類の許可を取得している場合があるため、合計数の業者数は重複している。
- 3 「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいう。
- 4 この構成比の数値は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

(資料) 環境局調べ

表3 産業廃棄物の県内外への搬出、搬入の状況（2023年度）

単位：万トン

区分	中間処理目的	最終処分目的	計
県内への搬入量	154	1	155
県外への搬出量	312	37	349
差引	△158	△36	△194

(注) 1 搬入量は、県内の中間処理業者及び最終処分業者が県外から受け入れた量である。

2 搬出量は、県内の収集運搬業者が県外へ運搬した量である。

3 搬入量は、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書、搬出量は産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書による。

4 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(資料) 環境局調べ